

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○伊藤委員長 階猛君。

○階委員 立国社共同会派の階猛です。

復興・創生期間の終了が近づいてまいりました。次第に復興予算が縮小される中で今回のコロナ禍になっていくわけです。そして、新たな苦境に直面している被災地の事業者がたくさんいらっしゃるわけです。

そうした事業者に対する資金繰り支援のための活動の状況と実績について、経産省の方から御答弁をお願いします。

○中野大臣政務官 階委員の御質問にお答え申し上げます。

東日本大震災における被災事業者を始め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の事業継続にとりまして、資金繰りの確保は何よりも重要でございます。

このため、売上げが急減した中小・小規模事業者に対しましては、三月から、政府系金融機関による実質無利子無担保、最大五年間元本返済据置

きの融資という強力な資金繰り支援策を講じたところでございます。

岩手県、宮城県、福島県の被災三県の事業者に対しましては、四月の末までに、日本政策金融公庫及び商工中金では約九千件、金額にしまして約千三百九十億円の融資、そして、信用保証協会では約千八百件、金額にしまして約三百四十億円の保証を既に決定をしているところでございます。

さらに、融資窓口を拡充する観点からも、地方公共団体の制度融資を活用いたしまして、民間金融機関でも同様の実質無利子無担保かつ最長五年間元本据置き融資を、五月一日から申込み受け付けを開始したところでございます。

東日本大震災の被災事業者を始め苦境に直面している事業者に対しまして、引き続き、迅速な資金繰り支援の実現に総力を挙げて取り組んでまいります。

○階委員 ありがとうございます。

経産省の方でも頑張つて支援をしているということで承りますが、ただ、これが必要十分かどうかという点、まだこの収束がいつになるか見えないうことなんですね。

実際に被災地の事業者の皆さんに聞いておりますと、とりあえず三月から五月分ぐらまでの資金不足については調達はほぼできていくんだけれども、その後も、恐らく今のままだと資金繰りが厳しい状況が続くんだろうということで、二度目、三度目の資金繰りのための融資を受けなくてはならないということなんですね。

ところで、そもそも、先ほど政務官がおっしゃ

られた政府系金融機関からのさまざまな融資制度、あるいは信用保証協会を使った融資、これで最大どれぐらい借りられるかということをちよつと足し上げてみますと、政府系の金融機関では、特別貸付け三億円とセーフティネット貸付け七・二億円、合わせて十・二億円ぐらい借りられることになっていきます。

また、信用保証協会の方では、そもそも一般的な保証が二・八億円、それと、セーフティネット保証、危機関連保証それぞれ二・八億円ということで、保証の方で八・四億円、特別融資と合わせますと十八・六億円、かなり大きな枠が最大借りられるという制度になっております。

そこでお尋ねしますけれども、この今申し上げたような枠内であれば、二回でも三回でも、必要に応じて事業者が融資を受けられるという理解でいいのかどうか、これも政務官からお答えいただけますか。

○中野大臣政務官 お答え申し上げます。

売上げが急減した中小・小規模事業者に対しましては、政府系金融機関による実質無利子無担保、最長五年間元本返済据置き融資を実施しております。

先ほど委員から御質問がございました、複数回の利用が可能かということでございます。

本特別貸付けは、枠内ですということではございますけれども、状況に応じまして、複数回の御利用が可能ということになっております。

また、五月から実施している地方公共団体の制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子

無担保かつ最長五年間元本据置きの融資につきましても、政府系金融機関による特別貸付け等と併用が可能ということになってございます。

経済産業省としましては、こうした事業者の資金需要に柔軟に対応することで、この難局を乗り越えることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○階委員 最後の方、民間金融機関のお話もありましたけれども、これはもうやはり信用保証協会つきの融資なので、私が先ほど申し上げました数字の枠内の話ということでよろしいですね。

○中野大臣政務官 委員の御指摘のとおり、枠内ということ、複数回あるいは併用が可能ということ、理解しております。

○階委員 ありがとうございます。

そういう中で、必要額を今度は仮に借入れて調達できたとしても、ただ、こういった状況ですから、先行き、どういう事業環境になるかわからない。場合によっては、借りたはいいものの、返済に窮するという場面もあるかもしれない。

そこで出番となるのは、私は、産業復興機構とか東日本大震災事業者再生支援機構、これは、震災直後に、当時民主党政権でしたけれども、私もおかかりましたが、与野党で協議をしまして、東日本大震災事業者再生支援機構というのもつくりました。また、そのちよっと前には、経産省主導でつくられた産業復興機構というのもありまして、そうした二つの組織が連携して二重ローン対策などに当たっていただくということだったんですが、またこの二つの機構の出番なのかなというふうに

考えております。

そこでお尋ねしますけれども、それぞれの機構について、産業復興機構については政務官から、また、震災支援機構については復興大臣から、今回のコロナ以降、支援先、現に支援している事業者にどういうふうな支援をしているか、また、それ以外の一般の事業者についてはどんな支援をしているか、あるいはしようとしているか、このあたりについて、それぞれお答えいただけますか。

○中野大臣政務官 産業復興相談センター及び産業復興機構につきまして、経済産業省の方からお答えさせていただきます。

産業復興相談センター及び産業復興機構は、東日本大震災により二重債務問題に直面する被災中小企業、小規模事業者の事業再生を支援するために設立したものでございます。

支援中の被災事業者が一般的な新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに関する新たな相談を行った場合にも対応してございます。

また、戦後最大の危機とも言われます新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化する中、支援中の被災事業者の継続的な支援にとどまらず、被災地域におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに課題を抱えることとなった事業者の相談対応にも対応しております。

こうしたケースでも、必要に応じて、復興庁所管の二重ローンファンドでございます東日本大震災事業者再生支援機構に、震災前の債権についてでございますけれども、債権買取り案件として紹介をするなどの連携を行っているところでも

ございます。

経済産業省としましては、産業復興相談センターや産業復興機構を通じまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、さらなる苦境に立たされている被災事業者の事業継続や経営改善に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○田中国務大臣 階委員にお答えをいたしてまいりたいと思います。

震災支援機構では、支援中の事業者について、新型コロナウイルス感染症による影響の把握に努め、機構の保有債権について返済猶予などに柔軟に対応するとともに、日本政策金融公庫や民間金融機関からの新規借入れの調整等の支援を行っておると承知しております。

また、支援先以外の被災事業者からの新規相談受け付けも継続をいたしております。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって資金繰りに窮した事業者の皆様からの相談を受けた場合には、震災前の債務がなく支援対象とならない場合でも、他の支援制度、支援機関への橋渡しなど、丁寧な対応に努めておるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって苦境にございます事業者に対しては、日々変化する状況に応じて、担当府省において実質無利子無担保融資だとか持続化給付金などさまざまな支援策が講じられております。復興庁としては、そうした施策が効果を発揮し、被災地の復興が円滑に進むよう、関係府省と密接に連絡をしてみたいと存じております。

なお、今後、政府部内においても震災支援機構の被災地向け二重ローン対策に係る知見が必要となれば、復興庁としてもそうしたノウハウの提供に努力をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○階委員** 大臣、次の質問についてもちよつと先走って答えられましたけれども、まず、順を追って今の前半の答弁についてお聞きしたいんです。

大臣もお答えいただいたとおり、きょうお配りしている資料の二ページですけれども、今回、震災支援機構が今まで支援していなかった先を支援する場合の条件として、震災前から借入金があったというのが前提になっているわけです。

ただ、もう震災から九年たっていますから、もう震災前の借入金というのはほとんどのところは返済が終わっています。ただし、震災以降借入れをどんどんしてきた、更にコロナで借入れが膨らむというところで経営が苦しいというところはたくさんあるわけですね。

だから、震災前借入金があるかないかをメルクマールにして支援をするかしないかを決めるということになりますと、ちよつと支援の先が狭まってしまうのではないかと。

私はここを、震災前からの借入金を問わず、被災地で震災前から事業を行ってきた、これまで大変な苦勞をされながら続けてきた、そして今回コロナで苦境にあるというところについては、やはり、この震災支援機構が新たな支援の対象として債権買取り、あるいは、出資という機能もあるわけですから、出資ということになれば返済負担も

ないわけですし、こういったことも取り組んでいくべきではないかと思えます。

大臣の見解を伺います。

**○田中国務大臣** たいまお答えを申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症によつていろいろな影響が各方面に出ているわけでございます。実情に応じて私どもも対応を柔軟にしていかなければならない、このように思っているわけでございます。

いずれにしても、今お話がありましたこと等についての視点は、十分に我々も今後勘案して対応してまいりたいと思えますし、検討をいたしたいと思っております。

**○階委員** ぜひ検討をしていただきたいと思うんですね。

それで、私は、被災地の事業者だけではなくて、全国のコロナで苦境にある事業者にも、今まで培ってきた震災支援機構あるいは産業復興機構のノウハウを生かして、債権買取りや出資といったようなことも考えていっていいのではないかと思っております。

例えば、きょうお配りしている資料でございます、三ページ目を見ていただきたいんですけども、三ページ目にちよつと網かけている部分、「今後の大規模災害において、二重ローン対策を講じる場合、今回の両機構による支援の取組が参考となる。」というくだりがあります。

もちろん、これは大規模災害というふうに言っていますので、コロナが厳密な意味で災害と言えるかどうかという問題はありますけれども、これ

までの政府の答弁でも、今回のコロナの問題は災害と同じようなものだといったような表現もあります。

そして、もう一つ指摘しておきたいのが、資料の四ページ目、この中で、やはり網かけている部分ですね。「近年多発する大規模災害に対する防災力の向上」、その後、「等に資するため、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加する。」というのがあります。

今引用した三ページ目、四ページ目、いずれも「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針から抜粋したものでありまして、こういう表現があるということも踏まえて、ぜひ、これまでのノウハウを生かし、コロナ対応をしていただきたいのですが、もう一回決意を伺います。

**○田中国務大臣** お答えをいたしたいと思えます。仮に今後、政府部内において、震災支援機構の被災地向け二重ローン対策に係る知見が必要となれば、復興庁としてもそうしたノウハウの提供に努めてまいりたいと思えますし、今、階委員からもいろいろと御指摘がありました。非常に重要な視点だ、このように私自身認識をしております。十分検討して対応していかねばならない、このように思っております。

**○階委員** それで、今回の法案の中で、ひよつとしたら、今読み上げた四ページ目の「ノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加する。」ということが条文であるのかなというふうに見ておったんですが、これに関係しそうな条文

というのは、附則の第三条に、東日本大震災からの復興に関する知見の活用というのがあります。

ただし、この条文を見ると、被災地で得られた復興庁の知見を全国に展開するというよりは、復興が進んでいる地域の知見を他の復興がおくれている地域に生かすということで、あくまで復興の対象となる地域の範囲内でのノウハウあるいは知見の活用にとどまっているわけですね。

条文上はこうなっていますけれども、もうここは、私も被災地の一員ですけれども、震災のときに大変全国の皆様から応援をいただいて、支援もいただいでここまで来たわけですから、せっかくなので我々が得てきた教訓や知見をこの機会に全国に提供する、還元する大きなチャンスだと思っておりますので、この附則三条の条文を改正してほしい気持ちもありますけれども、もし大臣の答弁で、ここにはこう書いていくけれども、全国に知見、ノウハウは活用していくんだという思いがございましたら、ぜひ積極的な答弁をお願いします。

**○田中国務大臣** お答えをいたしたいと思えます。今後、関係行政機関等と当然よく連携をしながら、復興に関するノウハウの共有、活用の具体的なあり方を検討していかなければならないと思っております。

特に、新型コロナウイルスの感染症についてのいろいろな問題は、新たなことではありましたが、それでも、非常に重要なことだと思いますし、地域に及ぶ影響も大きいわけですので、真剣な取組をしてみたいと思います。

**○階委員** ぜひ、復興に関する知見を、今回のコロナの問題について、被災地域以外、全国にも活用していただきますようお願いいたします。

さて、次のテーマですけれども、復興事業で整備した土地の利用の促進ということが大変重要になってきていると思います。

去年九月段階で、被災三県の造成完了した土地区画整理事業、通常、かさ上げを伴うわけですが、やはりかさ上げですので時間がかかるというところで、時間がたっているうちに利用の当てがなくなっちゃっているというところで、少なくとも、三五％、二百三十八ヘクタールが未利用の状況だというデータがあります。

私も去年の十一月のこの委員会でも、未利用の土地の活用に関して、台風などで被災した方々など住宅再建しようとする場合に造成地を購入してもらうということを提案しました。その際に、大臣からの御答弁は、かさ上げ地、区画整理の土地というのは大半が民間の方が持っているものなので、その方の意向がないとなかなかそういう、他の方に利用してもらうことはできませんというふうな趣旨でした。そのためのマッチングもやっているということだったんですが、そこで、そのマッチングというのが実際進んでいるのかどうかということを教えてくださいますか。

**○田中国務大臣** お答えをいたしたいと思っております。

今御指摘をいただきましたとおり、東日本大震災で整備した宅地の利用促進は非常に重要な課題でございます。私どもも、東日本大震災の復興に

おいては、住まいの復興工程表に基づいて宅地の整備等を進めてまいったところでございます。

いずれにしても、今日いろいろと御指摘の課題があるわけございまして、今後、宅地の利用状況等の、促進も含めて最善の努力をいたしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、現況をしっかりと把握しながら地域の要望等をいろいろと承ることが重要でございますが、町の将来の姿がわからないとなかなか居住する人たちも判断できないということもありませんし、また、住宅や商業施設の再建見通しを図面化してイメージをしっかりと提示するということも大事だと思っております。

また、空き区画の解消のために、みずからの所有地を活用できない土地所有者と利用者との引き合わせの仲介を行うマッチング支援あるいは町の核となる商業施設の整備を進めていくなど、土地の利用の促進に向けて各自治体が懸命に努力しているところでございまして、国においても、各種支援制度や各自治体の取組の事例の紹介など、助言を通じて努力をしてみたいと思っております。

復興庁としても、引き続き、職員が現地に出向いて助言等を行うとともに、住まいの再建だとか産業あるいはなりわいの再生等、関係省庁と連携して、あらゆる施策を総動員して被災自治体とともに取り組んでまいりたいと思っております。

**○階委員** るる御説明いただきましたけれども、私が伺っているのはマッチングの実施の状況がどうなっているのかと。

報道によれば、陸前高田市の例ですけれども、平成三十年度からマッチング制度を導入したけれども、ことしの一月時点で契約成立は八件だったというのがあります。去年の十一月にマッチング制度をやるんだということだったので、そこからさらには進んでいると思うんですが、実際どうなんでしょうか。

○田中国務大臣 マッチング支援ということでございますけれども、土地を利用したい人と提供したい人との……（階委員「数字だけでいいですよ」と呼ぶ）数字でございますけれども、陸前高田などでやらせていただいておりますけれども、また、まあ数字的にはなかなかまだ明確なものではございませぬけれども、例えばいわき市においては、令和元年度にかさ上げ造成地において既存の不動産業と連携したオープン型マッチングの仕組みを構築いたしましたし、令和二年度より運用開始を予定しておるところでございます。今後とも努力をさせていただきます。（階委員「直近の数字はありますか」と呼ぶ）まあ、数字的には、事務方からあればということでございますが、はい。（階委員「ちょっと、じゃ、とめてもらって。ないですか」と呼ぶ）申しわけございません、数字は、今のところ、答えを持っておりません。

○階委員 この数字がないというのは非常に私は問題だと思っております、ただマッチングをやるやると言っても、インセンティブがなければ売り主も買い主も動かないわけですし、そこで御提案しますけれども、売り主側、もとの所有者には、売ったときの売却益に対する課税を減免してあげ

るとか、あるいは、買い主側には、補助金を出してあげたり、移転する前の土地の買上げを行政がしたりとか、インセンティブを与えるということもぜひ検討していただきたい。

あわせて、これは御提案申し上げますけれども、陸前高田市は本当に未利用地が残念ながら多いんですけれども、それに関して、戸羽市長のコメントというのが、これも報道で出てまして、五年程度で復興できるよう、土地収用とかの手续を簡素化し、災害に特化した区画整理事業が必要だ、今回の事例を検証し、制度を変えないと問題は解消されないということをおっしゃっていたようです。そこで、もう一つの提案は、やはりいかにスピーディーにやるかということが大事なわけですね、未利用地を防ぐためには。そこで、戸羽市長もおっしゃっているように、今回の事例を検証する、そして、必要があれば制度を変えたいということ、先ほど根本大臣もいろいろ大変御苦労された取組の実例を御紹介されていましたけれども、それでもなお不十分なところがあつたということでありますので、私も野党の共同会派としても、この土地収用の問題を解決するための復興特区法改正案あるいは相続された土地の処分を円滑化するための法案、こういったものも国会に出してありますので、別にこれをそのまま通せというわけではありませぬ。こういったものも参考にさせていただきつつ、ぜひ、次の災害に備える意味でも、いざというときに復興事業を円滑に進めるための制度づくり、そして、その前提として今回のやり方の検証というのをやっていただきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、マッチングを進めるためのインセンティブをつくる、そして、今回の事例を検証して、復興事業のための土地の確保を円滑にするための制度づくりをしていくという二点について、大臣の見解を伺います。

○田中国務大臣 非常に重要な施策でございます、私も、私どもも、地域の自治体、関係者の皆さんの御意見を十分受けとめさせていただき、御相談をしながら、実の上がる形で最大の努力をいたしてまいりたいと思っております。

○階委員 もう一つ重要な問題、これは、三月十日にお尋ねした件ですけれども、被災地からの人口流出に歯どめをかけるための定住、移住促進策、検討してほしいと、私は三つほど提案しました。その関係で、復興庁としてどんな取組を今しているのか、お答えいただけますか。

○田中国務大臣 東日本大震災の被災地の抱える人口減少等の課題に対応するためには、まずは、復興まちづくり、産業、なりわいの再生等の復興に全力を尽くすことが一番重要だと存じております。例えば、被災地外の方も対象として、被災地域の企業の人材確保とか、土地活用のマッチング等の支援を実施しておるところでございます。あわせて、人口減少等の中長期的な課題に対しては、復興局の職員を地方創生部局の併任として被災地における相談窓口とするなど、地方創生を始めたとする政府全体の施策を総合的に活用して、持続可能で活力ある地域社会をつくり上げていくこととしておるところでございます。

今後、現場主義を徹底し、被災地に寄り添い

ながら、努力をいたしてまいりたいと思います。  
○階委員 余り具体策がないのですが、時間が参りましたので、最後に一言だけ。

新しい東北をつくるというのが復興基本方針の大きな目標だと思います。そのために、町に人が戻ることを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業、生業や教育研究を振興し、交流人口、関係人口や移住者の拡大を図っていくということが基本方針にうたわれています。

その新しい産業を興していくために、国際リニアアクライダー、I L Cの誘致というのも被災地として取り組んでおりますので、ぜひここにも復興庁として積極的に関与、協力していただきますようお願いを申し上げます、私からの質問を終わります。ありがとうございます。